

議案第 2 1 号

調布市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 1 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営等に関する基準について，厚生労働省令に準ずる規定に改めるとともに，所要の改正を行うため，提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

調布市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年調布市条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法」を「運営等」に改める。

目次を削る。

第1章の章名を削る。

第1条中「。以下「法」という。」を削り，「指定地域密着型介護予防サービスの」を「指定地域密着型介護予防サービス（同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）の事業者の指定並びに」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（事業者の指定の基準）

第2条 介護保険法第115条の12第2項第1号の規定により条例で定める者は，法人とする。

（運営等の基準）

第3条 第1条に規定する基準（前条の規定に該当する部分を除く。）については，指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並

びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）に準ずるものとする。ただし、規則で定めるものにあつては、この限りでない。

第2章から第4章までを削る。

第5章の章名を削る。

第91条を第4条とする。

附則第2項から第5項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。